

地方財政の確立と地方交付税 の復元・増額に関する提言

平成 22 年 7 月 15 日
全 国 知 事 会
(地方交付税問題小委員会)

目 次

I	地方財政と地方交付税について	1
1	成長戦略の確実な実施	1
2	プライマリーバランスの黒字化は国こそが取り組むべき財政健全化の目標	1
3	地方の財政運営への配慮	2
(1)	厳しい地方財政状況を踏まえた地方財政への配慮	2
(2)	地方交付税は地方の固有財源	2
4	地方交付税の復元・増額と地方一般財源総額の確保	2
(1)	地方交付税の復元・増額	2
(2)	地方一般財源総額の確保	3
5	地方税制度の抜本強化	3
6	国と地方の協議の場における地方の意見の反映	3
II	平成 23 年度地方財政対策に向けて	4
1	地方財政計画の拡充	4
(1)	地方財政規模・地方一般財源の増額	4
(2)	地方の課題に対応するための歳出の増額	4
(3)	経済状況を踏まえた税収見込額の適正な算定	5
(4)	国の制度創設等に伴う地方負担への確実な財源措置	6
(5)	地方の実情の適切な反映と予見可能性の向上	7
2	地方交付税の復元・増額	7
(1)	基準財政需要額の適切な積み上げ	7
(2)	交付税原資の充実	8
3	地域主権改革に当たっての適切な措置	9
(1)	一括交付金化に当たっての地方負担分の確実な措置	9
(2)	権限移譲に当たっての地方への確実な財源措置	9
(3)	国の出先機関改革における財源の確保	9
(4)	義務付け・枠付けの見直しの推進	9
(5)	地方環境税の創設等自動車関係諸税の見直しに係る地方財源の確保	10
4	特別交付税の確保	10
III	地方財政制度の抜本強化	11
1	地方税体系の充実強化	11
(1)	国・地方を通じた税体系の見直しに係る国民的議論	11
(2)	国と地方の税源配分の見直し	11
(3)	所得・消費・資産のバランスがとれた税体系の構築	11
(4)	消費税率の引上げに合わせた地方消費税の拡充	11
2	地方共有税の具体化	11

I 地方財政と地方交付税について

1 成長戦略の確実な実施

- ・「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」を実現し、平成 32 年度までの平均で名目 3%（実質 2%）を上回る成長を達成するためには、まず経済を立て直すことが不可欠であることから、地域の活力・創意工夫を引き出す施策など、迅速かつ的確な新成長戦略の施策化を展開すべき。
- ・このため、平成 23 年度予算において必要となる政策パッケージを確実に盛り込めるよう早急に具体的な道筋を示すべき。

＜最近の経済状況と新成長戦略における 2020 年（H32）目標値＞				
	H19 年	H21 年	→	目標：H32 年
○GDP（名目）成長率	+0.9%	△3.7%	新成長戦略 の実現	3.0%（平均）
○GDP（名目）	516 兆円	476 兆円		650 兆円
○失業率	3.8%	5.2%		3%台

2 プライマリーバランスの黒字化は国こそが取り組むべき財政健全化の目標【図表 1, 2】

- ・地方は、国の定める税財政制度の枠組みのもとでの財政運営を強いられる中、社会保障関係経費の増嵩に対応するため、投資的経費を含む地方一般施策のための経費、人件費等において国を上回る歳出削減を行い、プライマリーバランスを黒字傾向としてきた。
- ・財政再建の指標として、国・地方を通じたプライマリーバランスを黒字化するとされているが、地方は既に黒字基調である。国の赤字を、断じて地方に付け替えることなく、まずは国家公務員の定員削減など、国の歳出削減を図ることにより、国のプライマリーバランスを黒字化すべき。

＜プライマリーバランスの推移＞										(単位：兆円)
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	⑳-㉑	
○地方	▲1.3	▲0.4	1.1	2.5	3.4	3.8	1.5	▲0.1	+1.2	
○国	▲19.6	▲19.0	▲16.0	▲11.2	▲4.4	▲5.1	▲13.1	▲23.7	▲4.1	

＜主な国・地方の財政指標＞				(単位：兆円)
	【国】(H15→H22)		【地方】(H15→H22)	
○歳入歳出総額	81.8	→ 92.3 (+10.5)	86.2	→ 82.1(△4.1)
○社会保障関係経費	19.0	→ 27.3 (+8.3)	6.8	→ 12.9(+6.1)

＜歳出削減に向けた地方の取組＞				
	【国】(H13→H21)		【地方】(H13→H21)	
○一般行政職員数の比較	53.0 万人	→ 51.8 万人 (△1.2 万人、 △2.2%)	111.4 万人	→ 95.5 万人 (△15.9 万人、 △14.3%)
○ラスパイレス指数	100.5 → 98.5 (△2.0)			

3 地方の財政運営への配慮【図表 3】

(1) 厳しい地方財政状況を踏まえた地方財政への配慮

- ・地方税収の落込み等により、平成 22 年度の財源不足額が過去最高となる約 18 兆円になるなど、地方財政の財源不足が常態化し、巨額の臨時財政対策債等の発行、基金の取崩しによる対症療法でしのがざるをえない状況にある。
- ・こうした状況を踏まえ、財政運営戦略において「地方財政の安定的な運営」として記述されたとおり、「国は地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」との原則を遵守すべき。

<財源不足額の推移>

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
○財源不足額（兆円）	17.4	14.1	11.2	8.7	4.7	7.5	13.4	18.2
（財源不足の地財計画総額に対する割合）（%）	20.2	16.7	13.3	10.5	5.7	9.0	16.3	22.2

(2) 地方交付税は地方の固有財源

- ・国の「歳出の大枠」となる「基礎的財政収支対象経費」に地方交付税が含まれたが、地方交付税は、基本的に、国税 5 税の一定割合を基礎として、その総額は地方の標準的な歳入、歳出の差に基づき客観的に決定される地方の固有財源であることから、国の裁量により減額されるべきものではない。

<交付税率>

[所得税及び酒税の 32%、法人税の 34%、消費税の 29.5%、たばこ税の 25%]

4 地方交付税の復元・増額と地方一般財源総額の確保

(1) 地方交付税の復元・増額

①地方財政基盤の確立には地方交付税の充実が不可欠【図表 4】

- ・47 都道府県の約 7 割（32 団体）は、歳入に占める地方交付税の構成比が地方税の構成比を上回っており、地方の財政基盤は地方交付税に大きく支えられている。地方交付税が地方の財政運営に与える影響や地方交付税の性格を十分に踏まえ、その充実を図るべき。

[歳入に占める地方交付税の構成比が地方税の構成比を上回る都道府県数（H22 当初予算ベース）32 団体]

②地域間格差是正機能復元のための交付税の増額【図表 5】

- ・地域経済の地域間格差の拡大や深刻な地方財政の状況に鑑み、地方交付税の地域間格差是正機能を復元するため、地方交付税の総額を確保すべき。

<地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況（都道府県）>

	H15 年度	H20 年度	差
○地方税	0.58	0.58	0
○地方税＋交付税	0.97	0.84	△0.13

(注)1 人当たり地方税収の最多団体（東京都）を「1」として、都道府県の財政力格差を試算。

(2) 地方一般財源総額の確保【図表 6】

- ・「地方一般財源は、平成 23～25 年度は、22 年度水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされている。
- ・地方の財政需要は、国による新たな制度創設、少子高齢化などによる社会保障関係経費の自然増への対応、さらには、厳しい地方の経済・雇用状況、デフレギャップの解消、地域間格差の是正に向けた投資事業を含む地方の主体的な事業展開などにより増加傾向にある。
- ・地方一般財源の総額については、二度と三位一体改革の轍を踏まないよう、このように増嵩する地方の財政需要を適切に積み上げた地方財政計画を策定し、必要額を確実に確保すべき。

<主な地方財政指標の推移>				(単位：兆円)	
	H15 年度	H21 年度	H22 年度	②-⑮	②-①
○地方財政計画規模	86.2	82.5	82.1	△4.1	△0.4
○地方の社会保障関係費	6.8	11.0	12.9	+6.1	+1.9
○地方一般財源（税源移譲分除く）	58.4	55.9	56.3	△2.1	+0.4

5 地方税制度の抜本強化【図表 7】

- ・財政健全化と地方の安定的な財政運営に向け、所得・消費・資産課税の税収バランスがとれた税制の抜本改革に着手すべき。
- ・その際、国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源の拡充という観点から、国・地方の税財源配分の在り方を見直すべき。
- ・また、社会保障など地方行政を安定的に運営するため、消費税率の引上げに合わせた地方消費税の拡充など、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築すべき。

<国・地方の社会保障の推計> (単位：兆円)				
	H19 年度	H23 年度	H27 年度	H27/H19
○国	21.9	26	30	+37%
○地方	15.3	18	21	+37%

6 国と地方の協議の場における地方の意見の反映

- ・今回の財政運営戦略は、閣議決定の前日に開催された国と地方の協議の場において議題とされないなど、地方意見を反映する手続きがとられなかったが、今後、このような事態は断じて認められない。
- ・中期財政フレームの見直しや地方財政対策の策定など、地方税財政の枠組みを決定する場合は、国と地方の協議の場において、事前にかつ十分な時間をもって協議を行い、地方の意見の反映に心掛けるべき。

II 平成 23 年度地方財政対策に向けて

1 地方財政計画の拡充

(1) 地方財政規模・地方一般財源の増額【図表 6】

- ・平成 22 年度の地方財政規模は、82.1 兆円で昨年度比△0.4 兆円となっている。
- ・歳入では、実質的な地方交付税は 3.6 兆円増額されたものの、地方税が 3.2 兆円減少したことから、地方一般財源は前年度比 0.4 兆円増にとどまった。
- ・歳出では、子ども手当の創設等に伴い、国庫補助経費の総額は 1.1 兆円増加したが、地方単独経費は、地域活性化・雇用等臨時特例費として 1.0 兆円増額されたものの、総額では△0.7 兆円となっている。
- ・さらに、三位一体改革の前である平成 15 年度と比較しても、依然として地方財政規模は 4.1 兆円、地方一般財源は 2.1 兆円、地方単独経費は 4.0 兆円減額となっている。
- ・このような状況を踏まえ、地方財政規模、地方一般財源、地方単独経費を増額すべき。

	＜地方財政計画額の増減＞			(単位：兆円)	
	H15 年度	H21 年度	H22 年度	㉒-⑮	㉒-㉑
○地方財政計画規模	86.2	82.5	82.1	△4.1	△0.4
○地方一般財源※税源移譲分除く	58.4	55.9	56.3	△2.1	+0.4
（うち実質的な地方交付税）	23.9	21.0	24.6	+0.7	+3.6
（うち地方税（特別譲与税を含む））	32.1	33.9	30.7	△1.4	△3.2
○地方歳出（国庫補助経費）	18.2	18.3	19.4	+1.2	+1.1
〃（地方単独経費）	26.1	22.8	22.1	△4.0	△0.7

(2) 地方の課題に対応するための歳出の増額

① 社会保障関係経費の確保【図表 1】

- ・国民健康保険、介護保険、生活保護等の国の制度のための社会保障関係経費の増加が、地方一般歳出が抑制される中、国を上回る給与カットや定数削減等の行革努力にかかわらず、地方単独経費等の他の経費を圧迫している。
- ・地方公共団体において広範に実施されている、乳幼児医療、障害者等への医療費助成等は、全都道府県で実施している標準的行政サービスであるにもかかわらず地方財政計画に盛り込まれていない。
- ・こうした状態を踏まえ、地方において今後とも増嵩する社会保障関係費を適切に積み上げるべき。

		＜国と地方の一般歳出と社会保障関係経費の状況＞			(単位：兆円)
		H15 年度	H22 年度	H22-H15	
○地方	（一般歳出）	69.7	66.3	△3.4	
	（社会保障関係経費）	6.8	12.9	+6.1	
○国	（一般歳出）	47.6	53.5	+5.9	
	（社会保障関係経費）	19.0	27.3	+8.3	

(注) 地方は補助関連の地財ベース、国は当初予算ベース。

②地域活性化・雇用等臨時特例費などの継続

- ・平成 22 年度の地方財政計画において創設された「地域活性化・雇用等臨時特例費」などの特別枠については、地方の厳しい経済・雇用情勢に鑑み、必要な財政需要として地方財政計画に引き続き計上すべき。

＜H20・21年度の経済・雇用等のための特別枠＞		
○H21年度	地域雇用創出推進費	5,000億円
○H22年度	地域活性化・雇用等臨時特例費	9,850億円

③デフレギャップの解消に向けた投資事業の充実【図表 8】

- ・公的資本形成は地方経済においても大きな役割を果たしているが、国の公共事業費とともに地方投資単独事業が大きく削減されている。厳しい地方の経済・雇用状況に鑑み、デフレギャップの解消に向け、投資事業量とその財源を確保すべき。

	＜地方投資単独経費の推移＞				(単位：兆円)	
	H15年度	H21年度	H22年度	⑳-⑮(㉒/⑮)	㉒-㉑(㉒/㉑)	
○地方投資単独事業	14.9	8.1	6.9	△8.0 (46.3%)	△1.2 (85.2%)	
○国公共事業	8.1	7.1	5.8	△2.3 (71.6%)	△1.3 (81.7%)	

④緑の分権改革や交流人口拡大等による地域振興経費の拡大

- ・緑の分権改革、維持・存続が危ぶまれる小規模集落への対応、定住自立圏構想など今後増加が見込まれる地域振興対策に必要な財政需要を適切に積み上げるべき。
なお、地方再生対策費は地方再生に有効であることから、暫定的な措置である地方法人特別税・同譲与税による財源を前提とすることなく、地方の財政需要として積み上げるべき。

○定住自立圏構想に係る特別地方交付税措置	中心市 4,000万円、周辺市 1,000万円
○地方再生対策費	4,000億円

(3) 経済状況を踏まえた税収見込額の適正な算定【図表 9】

①決算額が見込額を大幅に下回る状況を踏まえ、適正に算定

- ・平成 19～21 年度の地方税の決算額は、地方財政計画における税収見込額を大幅に下回り、結果として地方財源不足額への対策が不十分となったことを踏まえ、実態に即して税収を的確に見込むべき。

	＜地方税収に係る地方財政計画と決算の差額＞			(単位：億円)
	H19年度	H20年度	H21年度(決算見込額)	
地財計画額 (A)	403,728	404,703	361,860	
決算額 (B)	395,273	388,715	347,028	
差額 (B-A)	△8,455	△15,988	△14,832	

②減収補てん債等による確実な財源措置

- ・地方税収が地方財政計画上の税収見込額を大幅に下回る場合、減収補てん債の対象税目の拡大を含め、財源を確保すべき。

＜減収補てん債の発行額（H20年度）＞（単位：億円）	
税目（都道府県分）	減収補てん債発行額
○法人税割	1,421
○法人事業税	5,819
○利子割	84

＜地方財政計画見込額と決算額の差額（H20年度）＞（単位：億円）			
税目	地財見込額(a)	決算額(b)	差額(b-a)
○地方消費税	25,155	24,741	△414
○配当割	1,103	558	△545
○株式等譲渡所得割	926	212	△714

(4) 国の制度創設等に伴う地方負担への確実な財源措置

①子ども手当等国の制度創設・改正に当たっての確実な財源措置【図表 10】

- ・平成 23 年度に本格実施する子ども手当は、対象や支給方法などの見直しを検討した上で、全額国費で負担すべき。また、子育て施策については、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が自主的に適切な対策をとるための必要な財源を措置すべき。
- ・国の制度創設・改正に当たっては、国と地方の協議の場において十分に調整するとともに、新たに生じる地方負担については、確実に財源措置すべき。

＜国の制度創設に係る必要財源＞	
国制度	必要財源額
○子ども手当	本格実施に必要な財源 5.4兆円
○高校の実質無償化 (H22年度)	約 4,000 億円（一部は普通交付税）
○インフルエンザワクチン接種 (H21年度)	国負担分 450 億円 地方負担分 450 億円（特別交付税措置）

②直轄事業の維持管理負担金廃止に伴う地方交付税の確保

- ・直轄事業の維持管理負担金の廃止に当たっては、政府与党の公約に従い、地方交付税を減額せず、地方単独事業の充実などに活用すべき。
- ・平成 25 年度までに整備負担金を廃止することを前提とした具体的な工程表を早期に示すべき。

＜民主党マニフェスト＞	
道路・河川・ダム等のすべての国直轄事業における負担金制度を廃止し、地方の約 1 兆円の負担をなくす。それに伴う地方交付税の減額は行わない	

(5) 地方の実情の適切な反映と予見可能性の向上

①国と地方の協議の場

- ・「国と地方の協議の場」については、国が決めた方針を単に地方が事後承認する場とならないよう、地方の企画立案段階からの参画や、分野別の分科会の設置など、国と地方で実質的な協議ができる場とすべき。

②地方財政計画の透明化と予見可能性の向上

- ・交付税の法定率を引き上げて3年間固定するといった制度改革を実現し、地方の予見可能性を高めるべき。

2 地方交付税の復元・増額

(1) 基準財政需要額の適切な積み上げ

①基準財政需要額の是正

ア 義務的経費の交付税算入不足の解消【図表 11】

- ・難病治療研究や病院事業繰出等の義務的経費において、基準財政需要額が決算額を下回る算入不足を解消するよう地方交付税を増額すべき。
- ・なお、難病治療研究に係る国庫補助（国庫補助金の交付率が30%程度と原則の50%を大きく下回っている）のように、地方に多額の超過負担が生じているものについては、その早期解消を図るべき。

＜算入不足の主な事例＞

	算入不足額	算入不足率
○難病治療研究	393 億円	57.9%
○病院事業繰出	1,645 億円	68.1%
○生活保護	441 億円	6.7%
○警察給与	1,562 億円	7.7%
○義務教員給与	2,770 億円	8.6%
○公債費	19,007 億円	17.1%

(H20 都道府県決算)

イ 全国的に実施している事業の交付税算入【図表 12】

- ・地方公共団体において広範に実施されている、乳幼児医療、障害者等への医療費助成等は、標準的行政サービスとして地方財政計画に積み上げた上で、新たに基準財政需要額へ反映すべき。

＜主な交付税措置のない単独事業＞

H21 年度		全都道府県 で実施	全市町村 で実施
	地方決算見込額		
○乳幼児医療費補助金	1,467 億円	}	}
○ひとり親家庭医療費補助金	537 億円		
○障害者医療費補助金	2,351 億円		

ウ 国民の安全安心のための社会資本の維持・整備費の適切な積み上げ【図表 13】

- ・道路橋りょうをはじめ国民の安全安心のための社会資本の老朽化に対応して必要な維持・整備費については、適切に基準財政需要に反映すべき。

＜建設後 50 年以上が経過した道路橋りょうの数＞

2010 年：約 3,600 箇所 (11%)	→	2030 年：17,800 箇所 (54%)
(約 5 倍)		

②特別の財政需要への適切な措置

ア 条件不利地域など地域の実情に応じた適切な需要の確保

- ・条件不利地域、大都市といった多様な条件を抱える地方公共団体の実情を踏まえ、必要となる財政需要を適切に確保すべき。

イ 適切な事業費補正措置

- ・現行の事業費補正は、一時的に多額の経費を要する社会資本整備など、単位費用では的確に措置することが困難な事業について、実際の事業量に応じた財源措置をするための制度である。
- ・特に、道路、河川などの整備が遅れている団体が事業を重点的に進めていく場合や、財政力の弱い団体が学校建設のような地域に不可欠な事業を行う場合には、有効である。
- ・この様な状況を踏まえ、事業費補正は適切に措置すべき。

ウ 基金事業に係る地方負担への適切な措置【図表 14】

- ・国の経済対策により設置した基金を活用した事業に伴う次年度以降の地方負担については、基準財政需要額に積み上げるべき。また、基金事業の終了後においても必要な事業の財源を、国において適切に確保すべき。

＜H20・21年度の補正予算で措置された複数年度の基金事業に伴う後年度の地方負担＞

○名称	○基金造成額	○地方負担額（年）
障害者自立支援対策臨時特例基金	650 億円	108 億円
安心子ども基金	2,500 億円	1,000 億円
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	1,062 億円	177 億円
その他の基金	23,901 億円	0
計	約 2.8 兆円	約 0.13 兆円

③臨時財政対策債等の元利償還分の適切な積み上げ

- ・国が後年度地方交付税の公債費方式により財源措置するとして臨時財政対策債、補正予算債等の元利償還金については、確実に別枠として積み上げるべき。

＜臨時財政対策債償還額が公債費に占める割合＞（単位：億円）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
A 償還額	436	1,319	2,740	5,101	9,082	11,978	13,893
B 公債費	137,673	136,779	133,803	132,979	131,496	133,796	132,955
A/B (%)	0.3	1.0	2.0	3.8	6.9	9.0	10.4

(2) 交付税原資の充実

①法定率の引き上げ【図表 3】

- ・常態化している地方財政収支の財源不足に対しては、国・地方を通じた税体系を抜本的に見直すとともに、地方交付税法第6条の3に則り法定率を引き上げ、抜本的に解決すべき。

＜財源不足額の推移＞

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
○財源不足額（兆円）	17.4	14.1	11.2	8.7	4.7	7.5	13.4	18.2
（財源不足の地財計画総額に対する割合）（%）	20.2	16.7	13.3	10.5	5.7	9.0	16.3	22.2

②臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営【図表 15】

- ・臨時財政対策債が大幅に増加している。今後、臨財債の償還が本格化することに伴い、他の基準財政需要が圧縮されることなく必要な交付税総額が確保できるよう交付税原資の充実を図るべき。
- ・臨時財政対策債は、地方の実情に応じて適切に配分すべき。

＜臨時財政対策債の発行額の推移＞		（単位：兆円）							
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
A	臨財債発行額	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.1	7.7
B	実質的な交付税額	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0	24.6
	A/B (%)	24.7	19.9	15.9	15.4	14.6	15.4	24.3	31.3

③財源不足に対する別枠加算等による適切な措置

- ・交付税の法定率の引上げ等により財源不足が抜本的に解消されるまでは、財源不足対策として、国の一般会計からの別枠加算など適切な財源対策を実施すべき。

	（単位：億円）	
	H21年度	H22年度
○平成21年度財務・総務両大臣覚書に基づく特別加算	10,000	5,000

3 地域主権改革に当たっての適切な措置

(1) 一括交付金化に当たっての地方負担分の確実な措置

- ・ひも付き補助金の一括交付金化に当たっては、必要な事業量を確保した上で、現行制度において地方交付税で措置されている地方負担分を含めた事業費全体に係る地方財源総額を確保すべき。

(2) 権限移譲に当たっての地方への確実な財源措置

- ・地方への権限移譲については、必要となる財源を確実に措置すべき。特に、道路、河川など権限移譲に当たっては、恒久的な財源が措置されるまでの時限的措置として、国直轄事業と同じ国負担率の交付金等を創設するとともに、その総額を確保すべき。

(3) 国の出先機関改革における財源の確保【図表 16】

- ・国出先機関改革に伴う地方負担額については、将来的には一般財源で措置すべきであるが、移行時期においては、地方が箇所付け、基準設定等を担うことができるよう配慮した上で、交付金等の特定財源で確実に措置すべき。

(4) 義務付け・枠付けの見直しの推進

- ・実質的に地方の自由度が高まるよう、関連する補助金の一般財源化や補助要件の見直し等を並行して実施すべき。
- ・義務付け・枠付けが見直される場合でも、必要な事業を地方の実情に応じて実施できるよう、適切に財源を措置すべき。

(5) **地方環境税の創設等自動車関係諸税の見直しに係る地方財源の確保【図表 17】**

- ・平成 22 年度税制改正大綱において、地球温暖化対策に係る地方の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税と併せて、化石燃料や自動車に対する地方税の創設など地方の財源を確保する仕組みとして地方環境税を検討することが明記された。その具体化については、国と地方の協議の場の活用などにより、地方意見を十分に反映するための協議を行うべき。

4 **特別交付税の確保**

- ・災害、新型インフルエンザ、家畜法定伝染病の発生等限定的な地域において生じた予測しがたい財政需要の中で、本来、国が負担すべき経費については国費で措置すること。その上で、普通交付税で捕捉できない特別な財政需要について、特別交付税で措置すること。
- ・特に、省令項目である災害対策、病院事業、地方バス路線対策などのルール分は確実に措置すること。

Ⅲ 地方財政制度の抜本強化

1 地方税体系の充実強化

(1) 国・地方を通じた税体系の見直しに係る国民的議論

- ・地方は国を上回る歳出削減を行ってきたが、行革努力のみでは増大する社会保障関係経費等の行政サービス需要に対応できない状況にあり、根本的な解決のためには国・地方を通じた歳入増加策が不可避である。このため、税制の抜本改革の実現に向け、国民に対し、負担増についても避けることなく議論し、理解を得るべき。

(2) 国と地方の税源配分の見直し

- ・地域主権戦略大綱にもあるとおり、国と地方の役割分担を踏まえ、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方の税財源配分の在り方を見直すべき。

(3) 所得・消費・資産のバランスがとれた税体系の構築

- ・財政健全化と地方の安定的な財政運営に向け、所得・消費・資産課税の税収バランスがとれた税制の抜本的改革に着手すべき。

(4) 消費税率の引上げに合わせた地方消費税の拡充

- ・社会保障など地方行政を安定的に運営するため、財源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築するため、消費税率の引上げに合わせて地方消費税の拡充を図るべき。

2 地方共有税の具体化

- ・国、地方を通じた税体系を抜本的に見直すとともに、地域間の税源の偏在や財政力格差の解消に向け、国の裁量により左右されずに必要となる総額を確保し、地方のイニシアティブにより財源調整を行う地方の固有財源としての「地方共有税」の具体化を図るべき。

図表 1 地方のプライマリーバランスの黒字は、国を上回る歳出削減努力の結果

国は、平成 22 年度の社会保障関係費が平成 15 年度から 43.7%伸び、一般歳出も 12.4%伸びしている。地方では、平成 22 年度の社会保障関係費が平成 15 年度から 89.7%伸びているが、一般歳出は 4.9%減となっており、社会保障関係経費の増嵩分が一般歳出等の他の歳出を圧迫している。

【地方の状況（地方財政計画ベース）】

(単位：兆円、%)

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H22-H15		
									増減額 (兆円)	伸率 (%)	
歳入歳出総額 ①	86.2	84.7	83.8	83.2	83.1	83.4	82.6	82.1	▲4.1	▲4.8%	
歳入	地方債 ②	15.1	14.1	12.3	10.8	9.7	9.6	11.8	13.5	▲1.6	▲10.6%
	地方債を除く歳入 ③	71.1	70.6	71.5	72.4	73.4	73.8	70.8	68.6	▲2.5	▲3.5%
	うち地方税+地方交付税	50.2	49.2	50.2	50.8	52.6	52.9	49.0	46.4	▲3.8	▲7.6%
歳出	公債費 ④	13.8	13.7	13.4	13.3	13.1	13.4	13.3	13.4	▲0.4	▲2.9%
	公債費を除く歳出 ⑤	72.4	71.0	70.4	69.9	70.0	70.0	69.3	68.7	▲3.7	▲5.1%
	うち地方一般歳出	69.7	68.1	67.3	66.5	65.7	65.8	66.2	66.3	▲3.4	▲4.9%
	社会保障関係費	6.8	7.6	8.4	9.2	10.1	10.6	11.0	12.9	+6.1	+89.7%
	その他の経費	62.9	60.5	58.9	57.3	55.6	55.2	55.2	53.4	▲9.5	▲15.1%
プライマリーバランス ③-⑤	▲1.3	▲0.4	1.1	2.5	3.4	3.8	1.5	▲0.1	+1.2	-	

※地方税+地方交付税・・・地方税は税源移譲影響分を除く。

※地方一般歳出・・・歳出総額から公債費と企業債償還費普通会計負担分、水準超経費を除いたもの。

※社会保障関係費・・・地方財政計画における生活保護費、児童保護費、障害者自立支援給付費、老人医療給付費、後期高齢者医療給付費、介護給付費、児童手当、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費の合計。

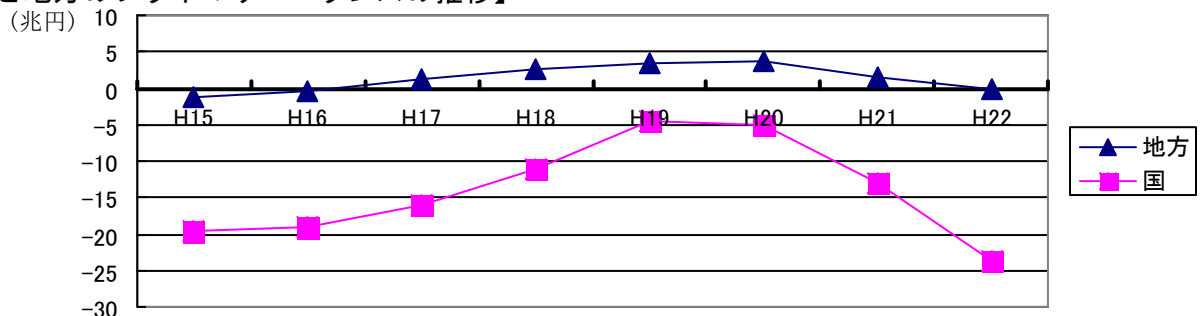
【国の状況（当初予算ベース）】

(単位：兆円、%)

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H22-H15		
									増減額 (兆円)	伸率 (%)	
歳入歳出総額 ①	81.8	82.1	82.2	79.7	82.9	83.1	88.5	92.3	+10.5	+12.8%	
歳入	国債(公債金) ②	36.4	36.6	34.4	30.0	25.4	25.3	33.3	44.3	+7.9	+21.7%
	国債を除く歳入 ③	45.4	45.5	47.8	49.7	57.5	57.8	55.2	48.0	+2.6	+5.7%
	うち国税	41.8	41.7	44.0	45.9	53.5	53.6	46.1	37.4	▲4.4	▲10.5%
歳出	国債費 ④	16.8	17.6	18.4	18.8	21.0	20.2	20.2	20.6	+3.8	+22.6%
	国債費を除く歳出 ⑤	65.0	64.5	63.8	60.9	61.9	62.9	68.3	71.7	+6.7	+10.3%
	うち国一般歳出	47.6	47.6	47.3	46.4	47.0	47.3	51.7	53.5	+5.9	+12.4%
	社会保障関係費	19.0	19.8	20.4	20.6	21.1	21.8	24.8	27.3	+8.3	+43.7%
	その他の経費	28.6	27.8	26.9	25.8	25.9	25.5	26.9	26.2	▲2.4	▲8.4%
プライマリーバランス ③-⑤	▲19.6	▲19.0	▲16.0	▲11.2	▲4.4	▲5.1	▲13.1	▲23.7	▲4.1	-	

※国一般歳出・・・歳出総額から国債費、地方交付税交付金、地方特例交付金を除いたもの。

【国と地方のプライマリーバランスの推移】



(H22.7 全国知事会作成)

図表2 地方の行革努力

地方は、給与・人員の削減、出先機関の統廃合等様々な行革に取り組んでいる。

(1) 給与カット等歳出削減に向けた地方の取組

種類	団体数	最大カット率	実施(予定)期間	削減(見額)額
給料	42	16%	H11年度～H23年度	1兆9,424億円
管理職手当	44	25%	H10年度～H23年度	
期末・勤勉手当	19	30%	H10年度～H23年度	

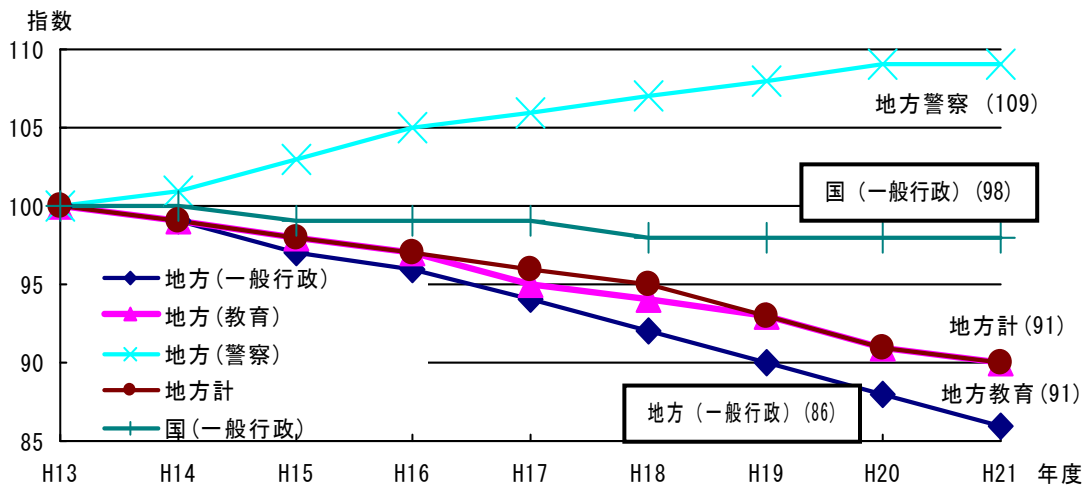
(H22.7 全国知事会作成)

(参考) ラスパイレス指数の推移

	平成13年	平成21年
全地方公共団体平均	100.5	98.5

(H22.4「地方公務員給与実態調査」より)

(2) 国と地方の公務員数の推移



(3) 国・地方一般行政職員の比較

	H13	H21	H21-H13	H13~H21増加率
国	530,120人	518,261人	▲11,859人	▲2.2%
地方	1,113,587人	954,775人	▲158,812人	▲14.3%

※ 国家公務員については平成12年度末現在、地方公務員については平成13年4月1日現在の人数を100とした場合の指数。

※ 国家公務員：総務省行政管理局「機構・定員等の審査結果」
地方公務員：総務省自治行政局「地方公共団体定員管理調査結果」

※ 国(一般行政)、地方とも独立行政法人化による定数を除いて算定 (H22.7 全国知事会作成)

(4) 都道府県出先機関、第三セクターの統廃合

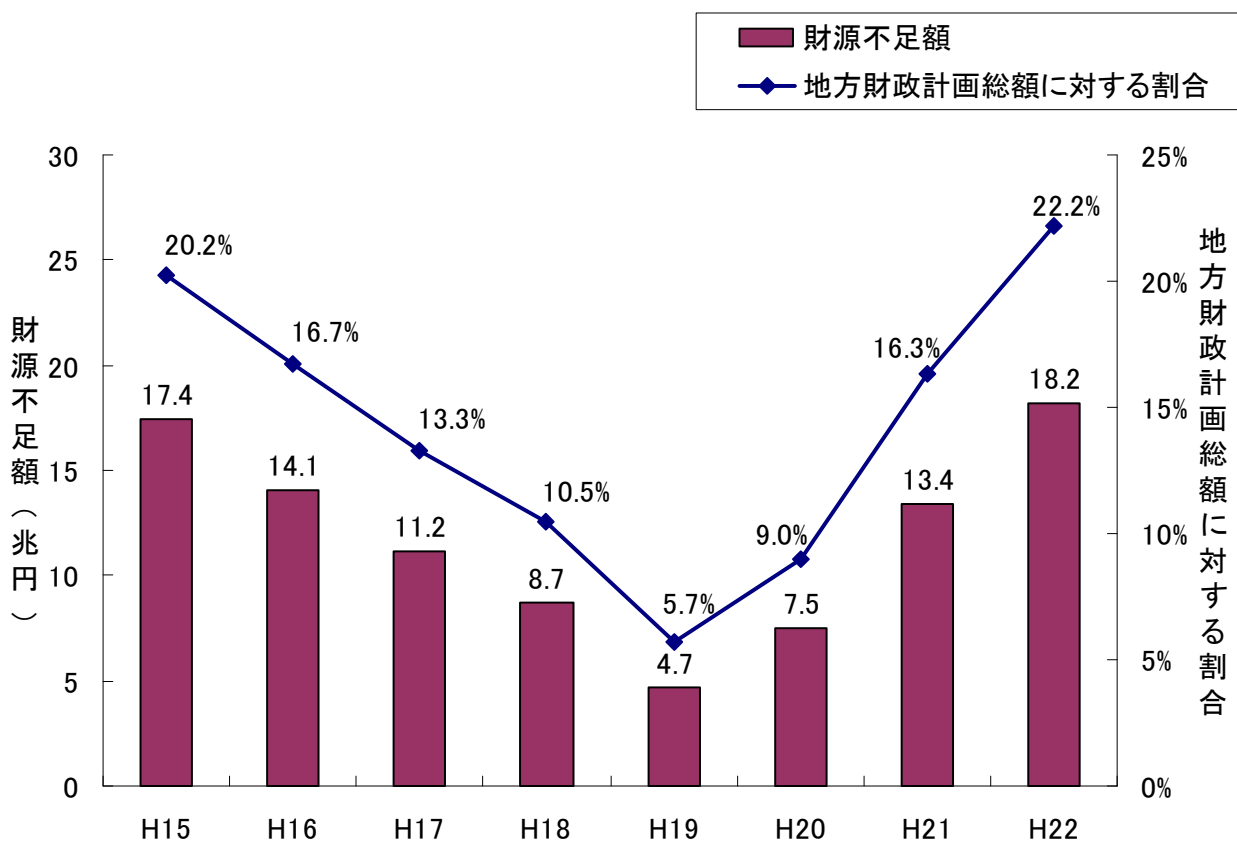
区分	団体数	統廃合	備考
都道府県出先機関	47	2,679箇所	本庁組織の再編を含む。
第三セクター	47	737箇所	外郭団体を含む。

(H22.7 全国知事会作成)

図表3 窮乏する地方財政の状況

地方税や地方交付税の原資となる国税5税の落ち込みや、公債費の高い水準での推移、社会保障関係経費の自然増等により、地方財政の財源不足額は、平成20年度以降急速に拡大し、平成22年度には18.2兆円（地方財政計画総額82.1兆円の22.2%）に達している。

財源不足額と地方財政計画総額に対する割合の推移

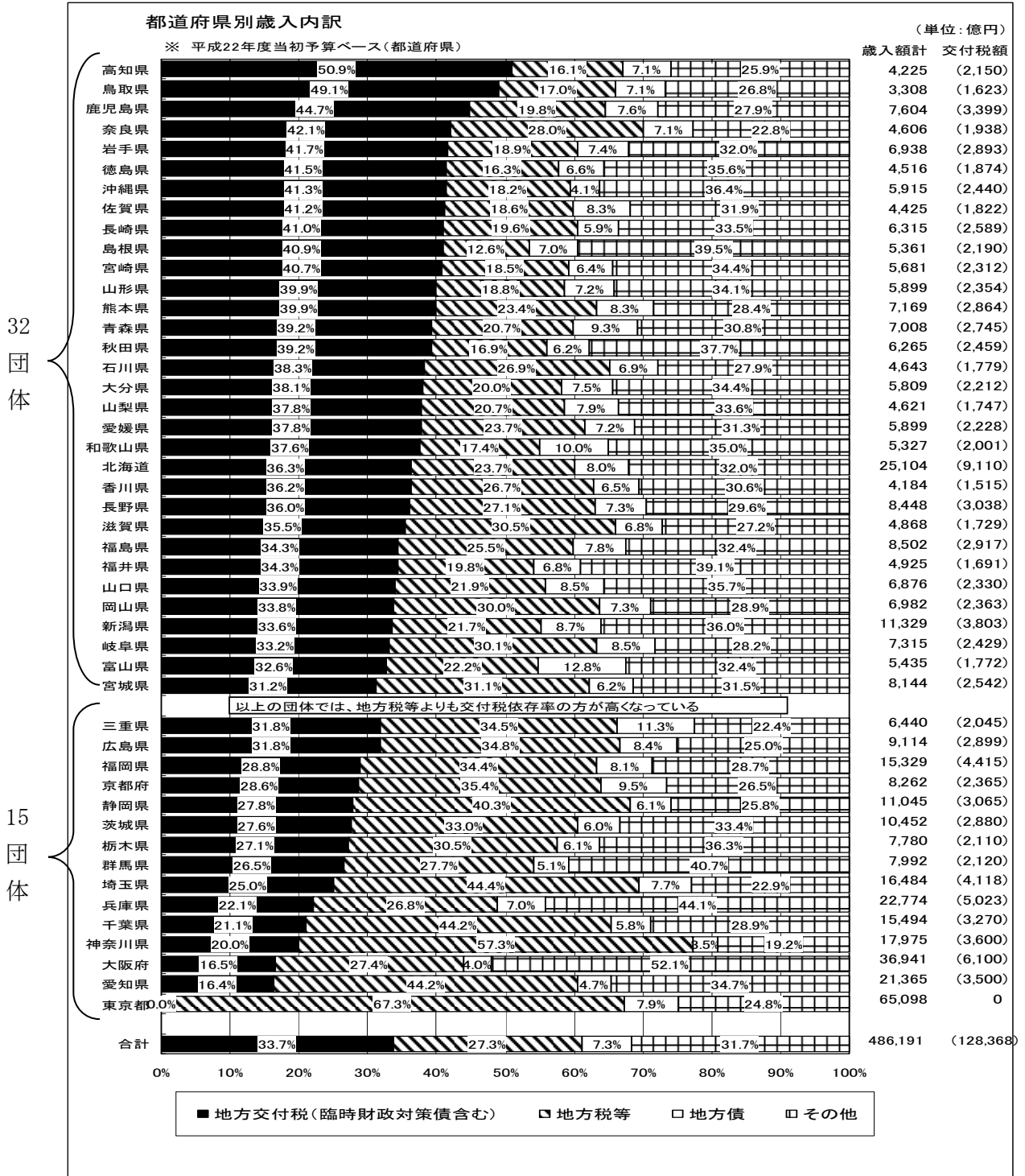


(注) 財源不足額は補正後の額 (H22は当初)

(H22.7 全国知事会作成)

図表4 歳入に高いウェイトを占める地方交付税

歳入における地方交付税の割合は、最も高い自治体で50.9%、都道府県平均でも33.7%、さらに、地方税よりも地方交付税額が多い自治体は32団体にのぼる。すべての住民に対し、福祉、教育、警察など国民生活に密着する地方が実施する分野の行政サービスの水準を確保するためには、地方交付税が不可欠となっている。



※ 地方税等よりも交付税の割合が高い団体とそうでない団体に分類し、それぞれ交付税の割合の高い団体順に記載。

※ 「地方税等」: 地方税、地方譲与税、地方特例交付金等。「その他」: 国庫支出金等。

(H22.7 全国知事会作成)

図表5 拡大する地域間格差 減退する交付税の格差是正機能

地方税と地方交付税等を合わせた都道府県間の歳入の格差は、平成15年度では平均0.97ポイントであったものが、平成20年度決算額をもとに試算したところ、格差は0.84ポイントと、交付税の格差是正機能が後退している。

	H15年度		H20年度	
	地方税	地方税 +交付税等	地方税	地方税 +交付税等
都道府県間 歳入格差 (平均)	0.58	<u>0.97</u>	0.58	<u>0.84</u>

(注) 1人当たり地方税収の最多団体（東京都）を「1」として、都道府県の財政力格差を試算。

(H22.7 全国知事会作成)

図表5-2 地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況(H15→H20) (全都道府県)

	H15		H20		H20-H15	
	地方税	地方税 +交付税	地方税	地方税 +交付税	地方税	地方税 +交付税
	A	B	C	D	① E(C-A)	② F(D-B)
北海道	0.48	1.20	0.46	1.01	▲0.02	▲0.19
青森県	0.41	1.19	0.42	1.01	+0.01	▲0.18
岩手県	0.41	1.24	0.41	1.04	+0.00	▲0.20
宮城県	0.52	0.98	0.51	0.83	▲0.01	▲0.15
秋田県	0.39	1.29	0.40	1.08	+0.01	▲0.21
山形県	0.43	1.19	0.43	1.00	+0.00	▲0.19
福島県	0.49	1.06	0.49	0.88	+0.00	▲0.18
茨城県	0.53	0.90	0.55	0.76	+0.02	▲0.14
栃木県	0.57	0.94	0.58	0.79	+0.01	▲0.15
群馬県	0.53	0.93	0.53	0.78	+0.00	▲0.15
埼玉県	0.51	0.72	0.53	0.63	+0.02	▲0.09
千葉県	0.54	0.75	0.55	0.65	+0.01	▲0.10
東京都	1.00	1.00	1.00	1.00	+0.00	+0.00
神奈川県	0.64	0.77	0.64	0.67	+0.00	▲0.10
新潟県	0.50	1.10	0.49	0.94	▲0.01	▲0.16
富山県	0.54	1.16	0.54	0.94	+0.00	▲0.22
石川県	0.55	1.16	0.56	0.97	+0.01	▲0.19
福井県	0.60	1.30	0.58	1.04	▲0.02	▲0.26
山梨県	0.52	1.24	0.54	1.03	+0.02	▲0.21
長野県	0.51	1.12	0.51	0.93	+0.00	▲0.19
岐阜県	0.52	0.99	0.52	0.83	+0.00	▲0.16
静岡県	0.62	0.87	0.61	0.74	▲0.01	▲0.13
愛知県	0.73	0.85	0.72	0.76	▲0.01	▲0.09
三重県	0.55	0.99	0.57	0.83	+0.02	▲0.16
滋賀県	0.55	1.03	0.57	0.83	+0.02	▲0.20
京都府	0.53	0.95	0.56	0.80	+0.03	▲0.15
大阪府	0.63	0.85	0.61	0.72	▲0.02	▲0.13
兵庫県	0.54	0.92	0.56	0.79	+0.02	▲0.13
奈良県	0.44	0.98	0.44	0.82	+0.00	▲0.16
和歌山県	0.44	1.18	0.46	1.01	+0.02	▲0.17
鳥取県	0.44	1.41	0.43	1.19	▲0.01	▲0.22
島根県	0.43	1.57	0.43	1.34	+0.00	▲0.23
岡山県	0.51	1.06	0.52	0.87	+0.01	▲0.19
広島県	0.55	0.98	0.57	0.84	+0.02	▲0.14
山口県	0.49	1.08	0.51	0.90	+0.02	▲0.18
徳島県	0.50	1.27	0.47	1.08	▲0.03	▲0.19
香川県	0.51	1.07	0.51	0.89	+0.00	▲0.18
愛媛県	0.43	1.06	0.46	0.90	+0.03	▲0.16
高知県	0.40	1.41	0.40	1.19	+0.00	▲0.22
福岡県	0.50	0.89	0.51	0.76	+0.01	▲0.13
佐賀県	0.43	1.18	0.45	1.01	+0.02	▲0.17
長崎県	0.38	1.13	0.39	0.98	+0.01	▲0.15
熊本県	0.40	1.06	0.41	0.89	+0.01	▲0.17
大分県	0.44	1.16	0.46	0.97	+0.02	▲0.19
宮崎県	0.38	1.16	0.41	1.00	+0.03	▲0.16
鹿児島県	0.38	1.18	0.39	1.01	+0.01	▲0.17
沖縄県	0.34	0.99	0.36	0.87	+0.02	▲0.12
計	0.58	0.97	0.58	0.84	+0.00	▲0.13
(東京都除き)	0.53	0.97	0.53	0.82	+0.00	▲0.15

※1人当たり地方税収額の最多団体(東京都)を基準として、都道府県の財政力格差を試算(決算ベース)。
 ※上記数値は、都道府県ごとの人口1人当たりの税収、税収+地方交付税の「各都道府県/東京都」の数値。(数値が小さいほど東京都との1人当たり税収等の格差が大きい。例:0.5であれば当該道府県の1人当たり税収等が東京都の0.5倍であることを示す。)

※税収には、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を含む。

※C列のH20年地方税には、H22年度以降平年度化される法人事業税の見直しによる影響額を含めて試算。

(H22.7 全国知事会作成)

図表6 地方財政規模の大幅縮減と地方一般財源総額の減少

平成22年度の地方財政規模は、82.1兆円で昨年度比△0.4兆円となっている。また、実質的な地方交付税は3.6兆円増額されたものの、地方税（地方法人特別譲与税を含む。）が3.2兆円減少するなか、地方一般財源は前年度比0.4兆円増にとどまった。

こうした中、三位一体改革の前である平成15年度と比較しても、依然として地方財政規模は4.1兆円、地方一般財源は2.1兆円減額している。

(単位:兆円)

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 (H22-H21)
地財規模	86.2	84.7	83.8	83.2	83.1	83.4	82.5	82.1 (▲0.4)
<各年度-H15>	-	▲1.5	▲2.4	▲3.0	▲3.1	▲2.8	▲3.7	▲4.1
地方交付税	18.0	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9 (1.1)
臨時財政対策債	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.2	7.7 (2.5)
地方交付税等	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0	24.6 (3.6)
<各年度-H15>	-	▲2.8	▲3.8	▲5.1	▲6.1	▲5.7	▲2.9	0.7
地方税 (地方法人特別譲与税含む)	32.1	31.6	31.6	31.8	37.7	37.4	33.9	30.7 (▲3.2)
税源移譲分等	0.1	0.7	1.7	3.1	2.7	3.1	3.1	3.1
地方税(税源移譲分等含む)	32.2	32.3	33.3	34.9	40.4	40.5	37.0	33.8 (▲3.2)
その他	2.4	3.1	3.9	5.0	1.0	1.2	1.0	1.0 (0.0)
地方一般財源 計	58.5	56.5	57.3	58.7	59.2	59.9	59.0	59.4 (0.4)
<各年度-H15>	-	▲2.0	▲1.2	0.2	0.7	1.4	0.5	0.9
地方一般財源 計 (税源移譲分等除く)	58.4	55.8	55.6	55.6	56.5	56.8	55.9	56.3 (0.4)
<各年度-H15>	-	▲2.6	▲2.8	▲2.8	▲1.9	▲1.6	▲2.5	▲2.1
歳出(社会保障関係費)	6.8	7.6	8.4	9.2	10.1	10.6	11.0	12.9 (1.9)
<各年度-H15>	-	0.8	1.6	2.4	3.3	3.8	4.2	6.1

※ 税源移譲分等: 税源移譲関係歳入及び児童手当特例交付金(税源移譲分は、義務教育国庫負担金や児童扶養手当給付費負担金など国庫補助負担金の削減分と見合いとなるものとして税源移譲されたもの)

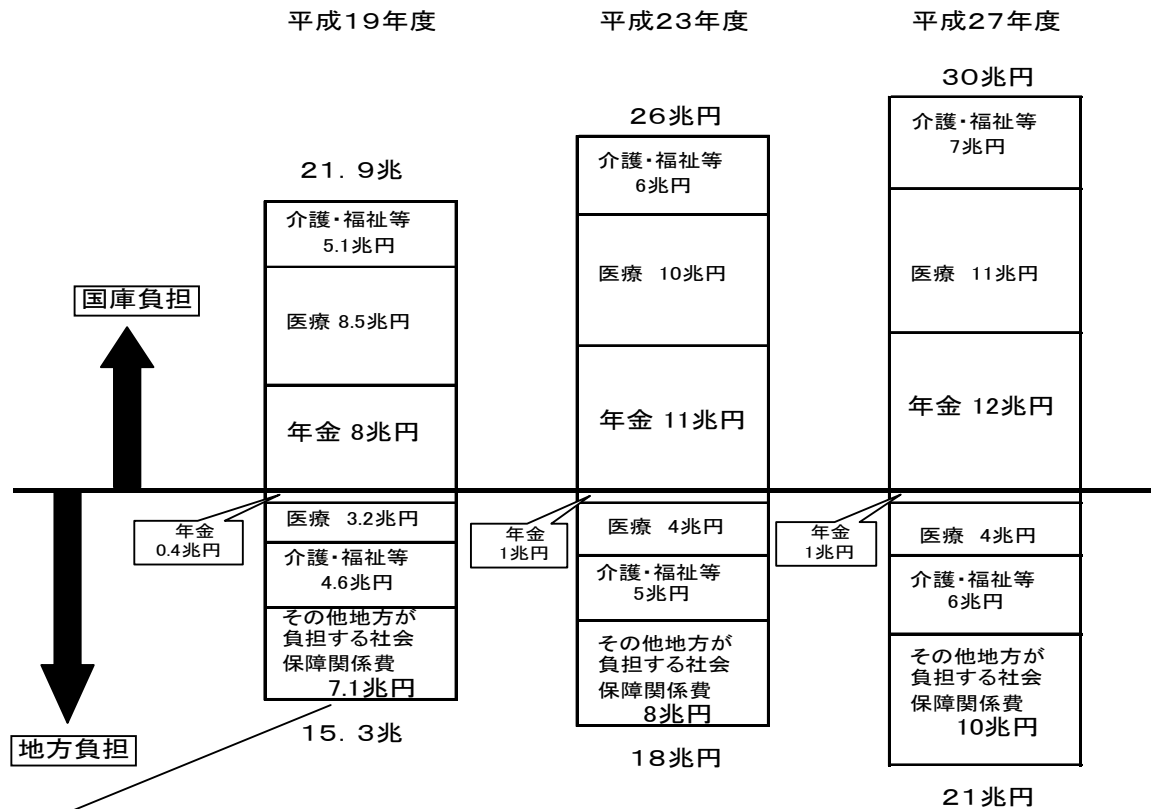
※ その他: 地方譲与税(地方法人特別譲与税を除く)、地方特例交付金等、減税補填債

※ 社会保障関係費…地方財政計画における生活保護費、児童保護費、障害者自立支援給付費、老人医療給付費、後期高齢者医療給付費、介護給付費、児童手当、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費の合計。

(H22.7 全国知事会作成)

図表7 今後も増嵩する社会保障関係費

地方は、国民健康保険や介護保険など、国の社会保障制度のほかに、保育所等の社会福祉施設の運営やケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地方の負担により、地域に密着したきめ細かな住民サービスを幅広く提供しており、その負担は今後も増加。



【「その他地方が負担する社会保障関係経費7.1兆円」の内訳】

- 1 法令に義務付けや実施・設置の根拠となる規定がある事業(義務的な経費)・・・約3.2兆円
 - ・予防接種(880億円)
 - ・がん検診・がん予防等成人病対策(680億円)
 - ・乳幼児健康診査(550億円)
 - ・保育所・幼稚園運営費(5,000億円)
 - ・障害者自立支援事業(960億円)
- 2 利用者のニーズを踏まえて全国的に広く実施され定着している事業等・・・約1.2兆円
 - ・乳幼児・老人・障害者等医療費助成(6,450億円)
 - ・児童手当、児童扶養手当(1,050億円)
 - ・障害者福祉手当(840億円)
- 3 その他・・・約2.7兆円
 - ・新型インフルエンザ対策、難病患者支援等(約1.0兆円)
 - ・認知症高齢者支援事業、介護実習普及、高齢者安否確認事業等(約6,000億円)
 - ・家庭児童相談事業、里親事業、児童クラブ等促進事業(約4,000億円)

(H20.12 総務省推計「経済財政諮問会議 鳩山議員提出資料」より)

図表 8 国公共事業、地方投資単独事業の大幅減

国公共事業費が 18.3%削減されており、地方における投資事業の重要性がますます増しているにもかかわらず、地方投資単独事業は 15.0%削減されている。

(単位：兆円)

区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	増減額 (H22/H15)	
									H15→H22	H21→H22
地方投資的経費 (地方財政計画ベース)	23.3	21.3	19.7	16.9	15.2	14.8	14.1	11.9	▲11.4 (51.1%)	▲2.2 (84.4%)
うち直轄・補助事業	8.4	7.9	7.3	6.8	6.6	6.5	6.0	5.0	▲3.4 (59.5%)	▲0.9 (83.3%)
うち単独事業	14.9	13.5	12.4	10.1	8.6	8.3	8.1	6.9	▲8.0 (46.3%)	▲1.2 (85.2%)
国公共事業費 (当初予算ベース)	8.1	7.8	7.5	7.2	6.9	6.7	7.1	5.8	▲2.3 (71.6%)	▲1.3 (81.7%)

(H22.7 全国知事会作成)

図表 9 地方財政計画を割り込む地方税収

平成 20 年度の地方財政計画上の税収見込額については、景気後退の影響により、現実の決算額との間において、15,988 億円の不足が生じた。平成 21 年度においても、14,832 億円の不足が生じている。

(単位：億円)

税 目	20年度 地財計画額	20年度 決算額	対20地財		21年度 地財計画額	21年度 決算見込額	対21地財		
			増減額	増減率			増減額	増減率	
道府県税	個人県民税	50,292	49,589	▲ 703	▲ 1.4	49,843	48,947	▲ 896	▲ 1.8
	法人二税	69,237	60,013	▲ 9,224	▲ 13.3	37,916	32,139	▲ 5,777	▲ 15.2
	地方消費税	25,155	24,741	▲ 414	▲ 1.6	25,464	24,131	▲ 1,333	▲ 5.2
	その他 (利子割を含む)	43,719	41,687	▲ 2,032	▲ 4.6	40,995	38,955	▲ 2,040	▲ 5.0
	道府県税計	188,403	176,030	▲ 12,373	▲ 6.6	154,218	144,172	▲ 10,046	▲ 6.5
市町村税	市町村民税	101,890	98,757	▲ 3,133	▲ 3.1	93,211	89,223	▲ 3,988	▲ 4.3
	固定資産税	87,962	87,443	▲ 519	▲ 0.6	88,148	87,409	▲ 739	▲ 0.8
	都市計画税	12,049	12,250	201	1.7	12,202	12,325	123	1.0
	その他	14,399	14,235	▲ 164	▲ 1.1	14,081	13,898	▲ 183	▲ 1.3
	市町村税計	216,300	212,685	▲ 3,615	▲ 1.7	207,642	202,855	▲ 4,787	▲ 2.3
地方税計	404,703	388,715	▲ 15,988	▲ 4.0	361,860	347,028	▲ 14,832	▲ 4.1	

- (注) 1. 「地方財政計画額ベース」とは、超過課税分、法定外税及び法人道府県民税に係る利子割還付分を控除した額である。
 2. 「個人県民税」は、均等割・所得割、配当割、株式等譲渡所得割の合計である。
 3. 「法人二税」は、道府県民税(法人均等割、法人税割)及び法人事業税の合計である。
 4. 21年度決算見込額は、平成22年7月8日、総務省が発表した速報値(地方財政計画額ベース)。

(H22.7 全国知事会作成)

図表10 制度創設・改正に伴う地方の負担増

新たな制度創設や制度改正に伴い、国から地方への負担転嫁や一方的な地方負担の義務付けが発生。

項目	事業名等	負担増の内容
1 本来国が担うべき負担を地方に転嫁したもの	新型インフルエンザワクチン接種経費	都道府県負担1/4、市町村負担1/4
	肝炎治療特別促進事業	都道府県負担 1/2
	病床転換助成事業交付金	都道府県負担 5/27
	石綿健康被害拠出金事業	都道府県負担 1/4
	抗インフルエンザウィルス薬備蓄経費	都道府県負担1/2、都道府県超過負担
2 国の一方的な都合により地方の負担割合を変更したもの	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	都道府県負担 1/4→3/4
	病児・病後児保育事業	地方負担 1/2→2/3
	地域子育て支援拠点事業	地方負担 1/2→2/3
	自立支援医療費	地方負担 1/4→1/2
	特定健康診査等負担金	地方負担 0→2/3
	心身障害者扶養共済制度	地方負担 0→1/2
	放課後子どもプラン推進事業	地方負担 0→2/3
	スクールカウンセラー活用事業	県負担 1/2→2/3
	学校支援地域本部事業	地方負担 0→2/3
	地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業	地方負担 0→2/3
	スクールソーシャルワーカー活用事業	地方負担 0→2/3
	家庭教育支援基盤形成事業	地方負担 0→2/3
3 国が制度どおりの負担を行っていないもの	特定疾患治療研究事業	都道府県超過負担
	小児慢性特定疾患治療研究事業	都道府県超過負担
	生活保護費等負担金	都道府県超過負担
	地域生活支援事業	都道府県超過負担
	特別支援就学奨励費補助事業	都道府県超過負担

(H22.7 全国知事会作成)

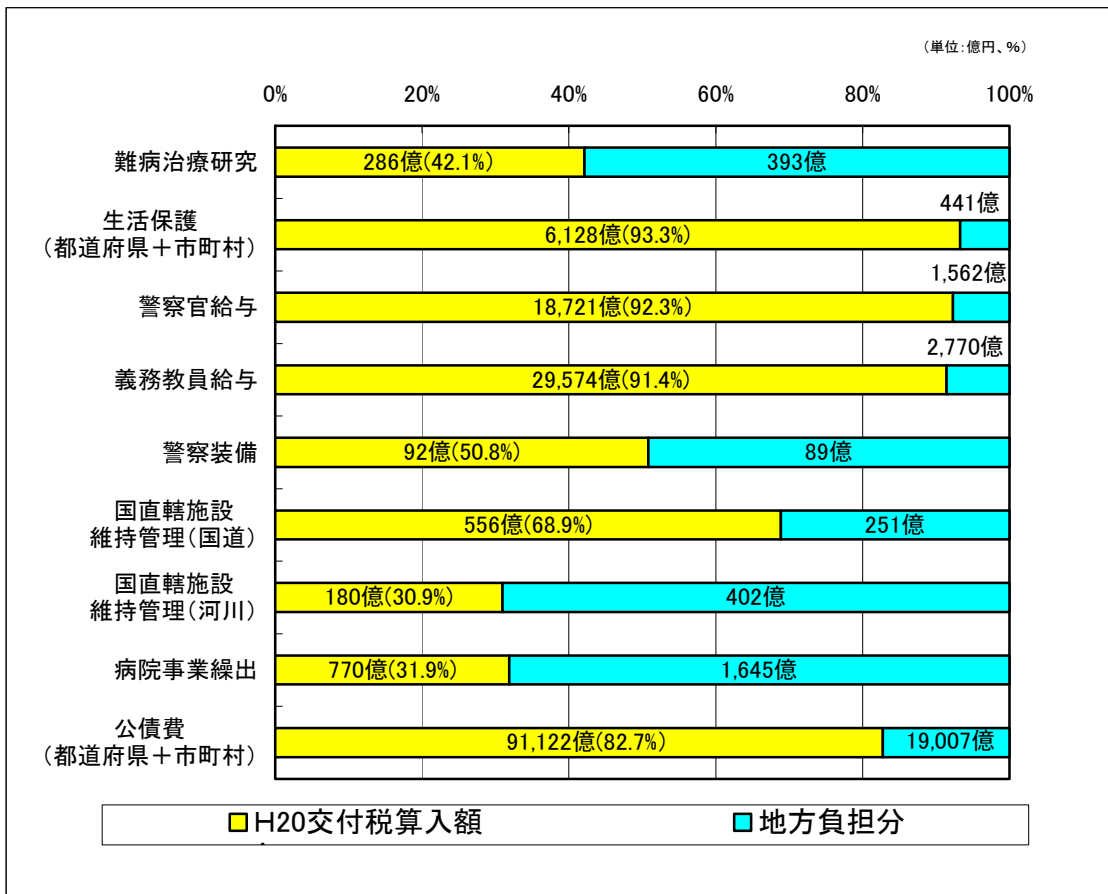
図表11 決算額と大幅に乖離する義務的経費の交付税措置額

義務的経費において、基準財政需要額と決算額の間に少なくとも約2.7兆円もの大きな乖離が存在。

交付税措置額と決算額の乖離

(単位: 億円)

区分	乖離額	備考
難病治療研究	393	H20都道府県決算
生活保護	441	H20都道府県・H19市町村決算
警察官給与	1,562	H20都道府県決算
義務教員給与	2,770	H20都道府県決算
警察装備	89	H20都道府県決算
国直轄施設維持管理(国道)	251	H20都道府県決算
国直轄施設維持管理(河川)	402	H20都道府県決算
病院事業繰出	1,645	H20都道府県決算
公債費	19,007	H20都道府県・H19市町村決算
合計	26,560	



(注) 決算額・・・H20都道府県決算額

交付税算入額・・・H20基準財政需要額

生活保護費・・・都道府県 (H20決算額) + 市町村 (H19決算額)

病院事業繰出金・・・特別交付税分を含む。

公債費・・・都道府県 (H20決算額) + 市町村 (H19決算額)

但し、公債費については、都道府県分・市町村分ともに留保財源相当額を除く。

(H21. 11 全国知事会作成)

図表12 全国的に定着した交付税未算入の地方行政サービス

乳幼児医療費助成など国民のニーズを踏まえて全国的に広く実施され、定着している取組みでも、交付税措置されていないものが多い。

事業名	21年度決算見込額（億円）			実施都道府県数	実施市町村数
	都道府県	市町村	合計		
乳幼児医療費補助金	663	804	1,467	47	1736
ひとり親家庭医療費補助金	257	280	537	47	1736
障害者医療費補助金	1,199	1,153	2,351	47	1736
私立高等学校生徒授業料軽減費補助	460	—	460	45	0
県単警察官職員給与費（H20決算額）	343	—	343	40	0
合計	2,921	2,237	5,159	—	—

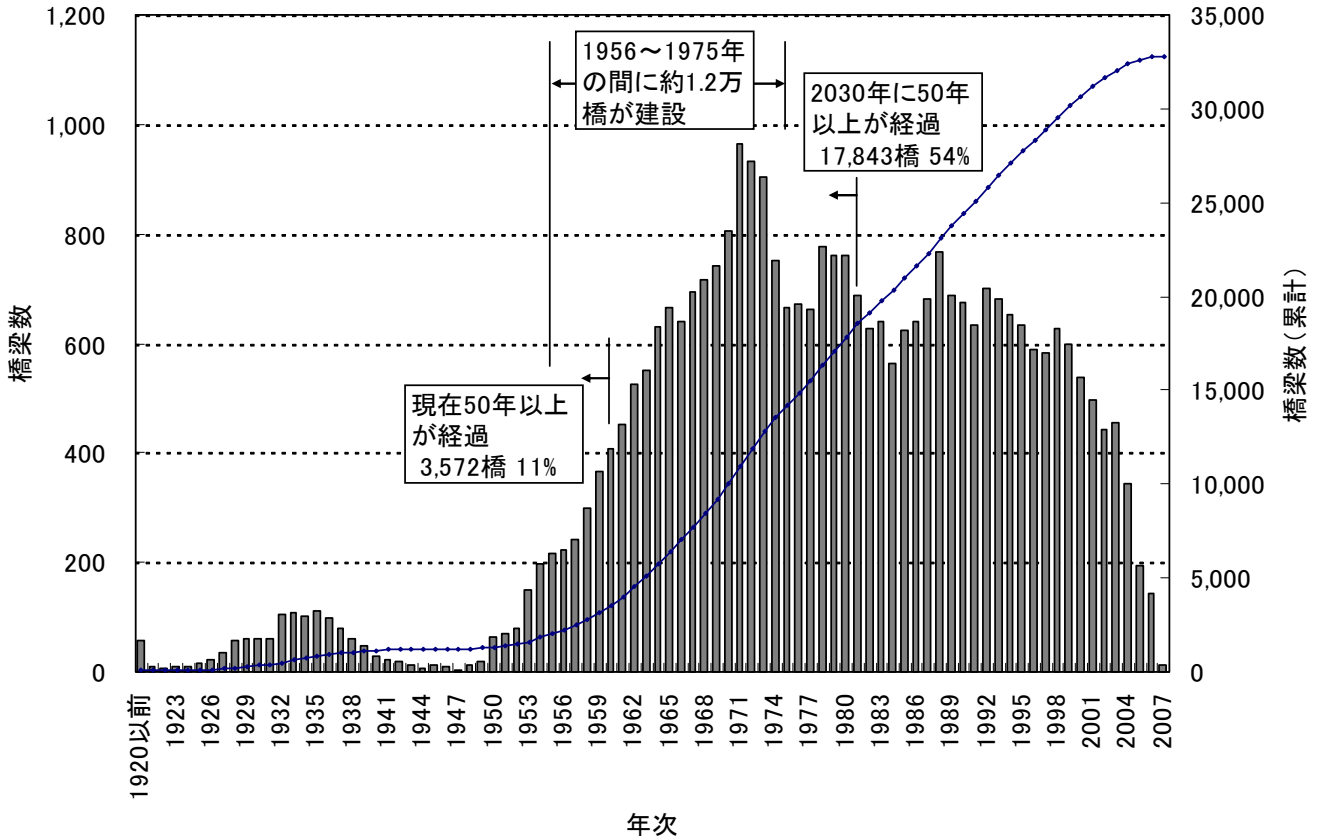
（注） 市町村の決算額は、都道府県との負担割合により推計（表示未満四捨五入の関係で一致しない箇所がある）。

（H22.7 全国知事会作成）

図表13 老朽化が進む道路橋りょう

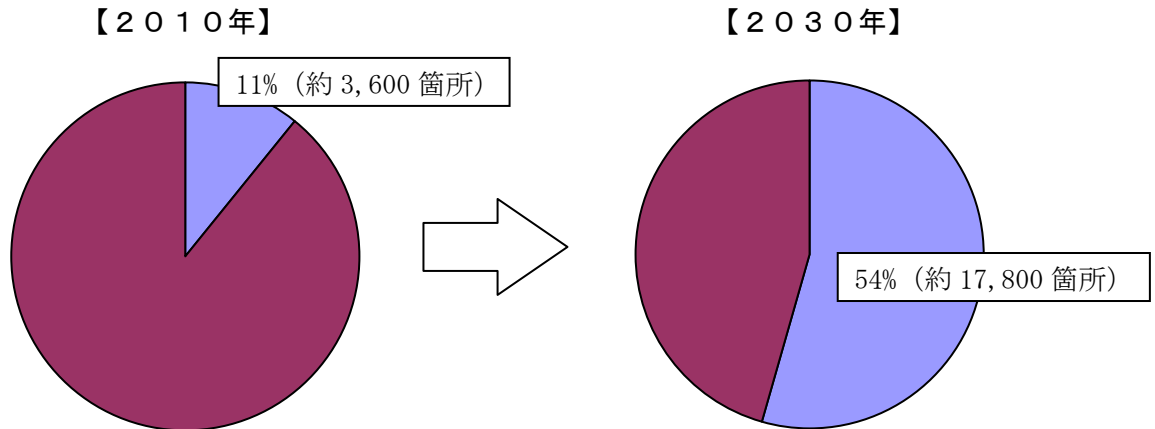
建設後50年以上が経過した道路橋りょうは、2010年時点では約3,600箇所(11%)だが、2030年には、17,800箇所(54%)、約5倍に急増する。

都道府県道の道路橋りょう数の推移



H19.4.1 道路施設状況調査「橋梁現況調査」(国土交通省)より
(※年代不明分を除く)

50年以上が経過している都道府県道における道路橋りょうの割合



(H22.7 全国知事会作成)

図表14 国の補正予算で措置された基金事業に係る地方負担

平成20年度、平成21年度補正予算における国の経済対策により、地方において複数年度にまたがる事業のための基金が造成されたが、こうした事業のために毎年度新たに地方負担が約1,300億円必要となっている。

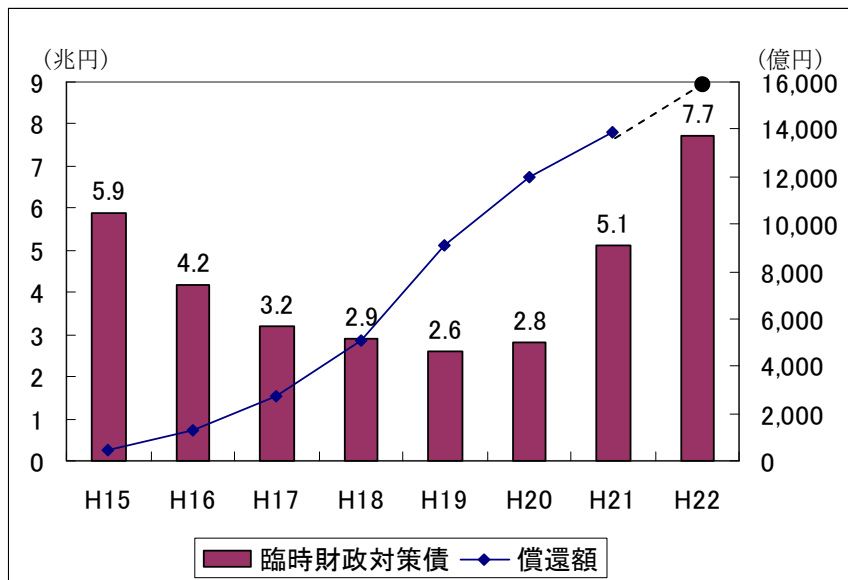
名 称	期間 (年)	基金 造成額 (億円)	地方負担 見込み (億円/年)	備 考
障害者自立支援対策臨時特例基金 (H20補正)	3	650	108	事業費の半分程度に地方負担が1/2発生
安心こども基金 (H20補正)	2	1,000	500	標準的な負担割合が国1/2、地方1/2であり、国庫と同額の地方負担が毎年発生
(H21補正)	2~3 ※	1,500	500	
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金 (H21補正)	3	1,062	177	標準的な負担割合が国1/2、地方1/4であり、国庫の半分程度の地方負担が毎年発生
医療施設の耐震化のための基金 (H21補正)	2	1,222	0	事業者負担(1/2)の軽減を図る場合に地方負担が発生
地域医療再生基金 (H21補正)	5	3,100	0	基金事業終了後の事業継続が事実上求められており、毎年600億円程度の地方負担が発生
その他の基金	—	19,579	0	地方負担なし 〔H20補正分5,145億円〕 〔H21補正分14,434億円〕
合 計	—	28,113	1,285	—

※ 一部事業については平成26年度まで

(H21.7 全国知事会作成)

図表15 臨時財政対策債の推移

地方税収の落ち込み等により、臨時財政対策債の発行額が増加している。これに伴い、将来の償還額が増加する見込み。



(注) 償還額は、基準財政需要額に算入された額（理論値）。

(H22.7 全国知事会作成)

図表16 職員数10万人、決算額10兆円にのぼる国の地方支分部局

主な国の地方支分部局の職員数は、平成20年で約9万5千人、18年度決算額は約9兆6千億円となっている。

省庁名	機関名	20年末定員(人)	18年決算(百万円)
内閣府	沖縄総合事務局	996	143,043
総務省	総合通信局	1,436	14,993
法務省	法務局	10,823	147,996
厚生労働省	地方厚生局	1,520	6,585
	都道府県労働局	22,245	642,322
	中労委地方事務所	30	357
農林水産省	地方農政局	15,347	980,088
	森林管理局	4,796	153,096
	漁業調整事務所	179	2,031
経済産業省	経済産業局	1,886	129,489
国土交通省	地方整備局	21,567	6,404,731
	北海道開発局	5,648	837,738
	地方運輸局	4,418	46,650
	地方航空局	4,538	126,953
環境省	地方環境事務所	407	12,584
合計		95,836	9,648,656

(H20.12 地方分権改革推進委員会「第2次勧告」参考資料)より)

図表17 自動車関係諸税収入の状況

平成22年度当初予算における自動車関係諸税収入額は、国・地方を併せて約4.7兆円で、その約半分が上乗せ相当分となっている。

(単位:億円)

税目等		H22収入		財源の帰属等
		税込	うち上乗せ相当分	
国	揮発油税	25,760	(12,880)	地方への交付金、補助金として一部交付
	自動車重量税	4,470	(1,726)	
	計	30,230	(14,606)	
地方	地方揮発油譲与税	2,777	(427)	都道府県・政令市 58% 市町村 42%
	自動車重量譲与税	3,090	(1,711)	市町村
	自動車取得税	2,286	(729)	都道府県・政令市 30% 市町村 70%
	軽油引取税	8,432	(4,492)	都道府県・政令市
	計	16,585	(7,359)	
国・地方 合計		46,815	(21,965)	

(H22.7 全国知事会作成)